

# 年度経営計画

---

令和2年度

# 目次

---

## 1. 業務環境

(1) 長崎県の経済を取り巻く環境

(2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

## 2. 業務運営方針

(1) 保証部門

(2) 期中管理・経営支援部門

(3) 回収部門

(4) その他間接部門

## 3. 事業計画

# 1. 業務環境

---

## (1) 長崎県の経済を取り巻く環境

長崎県の景気は、新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響から、下押し圧力の強い状態にある。新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から、観光関連が急速に悪化している。公共投資は高水準で推移している。雇用は人手不足感の強い状態が続いているが、足元では新型コロナウイルス感染症の拡大の影響がみられている。

## (2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響から、中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業」という）の景況感は悪化している。一方、県内の企業倒産は、基調としては落ち着いた動きが続いている。

## 2. 業務運営方針

---

当協会は、公的な「金融と経営の総合支援機関」として、中小企業のライフステージに応じた保証・創業支援・経営支援・再生支援の充実に努め、様々な中小企業の資金・支援ニーズに「タイムリー」に対応し、中小企業の維持・発展を積極的にサポートする。

また、民法改正や事業承継に焦点を当てた経営者保証に関するガイドライン（以下、「経営者保証GL」という）の特則に適切に対応し、金融機関や中小企業支援機関等との連携した支援により地方創生、地域活性化に寄与するため、令和2年度における業務上の基本方針について、以下の項目を主要項目として掲げ、具体的な行動計画については、別途「行動計画の見える化」として職員で共有し取り組むこととする。

# (1) 保証部門

---

## ① 政策保証の周知・推進

金融機関との研修会や日常的な対話を通して、各種広報媒体等を活用しながら政策保証の周知を図る。

また、各種保証制度の利用状況や、金融機関・中小企業の資金ニーズ・要望を把握し、保証制度の改善、研究、開発を行うとともに地方公共団体へも制度創設、改正を要望し保証の利便性向上を図る。

## ② 中小企業の多様な資金ニーズに合わせた、融資・保証における金融機関と連携した適切な協調融資

中小企業のライフステージに応じた保証制度の推進や、金融機関と連携した協調支援を行い、資金の安定的な供給に支障を来さないように努める。

## ③ 中小企業との対話を通じた中小企業の経営改善・生産性向上

保証審査を目的とした企業訪問や面談のほか、タイムリーな支援を目的としたフォローアップを行い、中小企業の経営改善・生産性向上に寄与する。

## ④ 経営者保証ガイドラインの周知

経営者保証GLに基づき、金融機関と連携し推進を行う。

## ⑤ 新型コロナウイルス感染症対策

令和2年3月2日に発動されたセーフティネット4号及びその後のセーフティネット5号の対象業種の拡大、一昨年の信用補完制度の見直しで創設された危機関連保証の発動、これらに連動して県や市町により発動・適用される融資制度など、中小企業への影響に応じて矢継ぎ早に対策が打たれる中、県内中小企業者の経営安定を図るため、相談窓口の設置や各種制度を活用した積極的な支援と迅速かつ柔軟な対応に努める。

## (2) 期中管理部門・経営支援部門

### ① 中小企業の経営支援・事業再生の促進に関する取り組みの推進

経営改善が進まず返済緩和の条件変更を繰り返している中小企業や経営課題を抱え経営改善や事業再生に取り組む中小企業に対しては、金融機関や中小企業支援機関と情報を共有し、外部専門家派遣事業等の推進により経営改善を支援するとともに、実施後のフォローアップに努める。

また、金融機関や中小企業再生支援協議会等との連携により、中小企業の経営支援・再生支援に積極的に取り組み、「がんばる長崎 中小企業経営支援ネットワーク」を活用し、中小企業に伴走した支援に努める。

さらに、経営支援の充実を図るため、金融機関や各支援機関と連携した支援に努めるとともに、経営支援の効果測定方法を充実し、効果的な経営支援策を模索する。

### ② 経営支援強化促進事業による企業支援

返済緩和の条件変更を行った企業や、創業後間もない企業、生産性向上に努める企業に対してフォローアップを行い、外部専門家を活用した経営支援強化促進事業を推進し経営改善を支援する。

### ③ 創業支援の充実

創業前の相談から創業後のフォローアップまでのサポートを基本方針とし地方公共団体、金融機関、商工会議所、商工会等の中小企業支援機関と連携し、「がんばる長崎 中小企業経営支援ネットワーク」等を活用した創業支援を行う。

また、長崎県と締結した「長崎県における移住施策の推進に係る包括連携に関する協定書」に基づく移住者の創業支援を推進する。

一方、創業マインドの醸成や信用保証制度の周知を目的として、大学生や専門学校生等に向けた金融教育やセミナー等の充実にも努める。

### ④ 事業承継への取り組み

事業承継の問題を抱える中小企業に対して、国や地方公共団体の施策を踏まえ、事業承継に焦点を当てた経営者保証GLの特則等を活用し、事業承継特別保証をはじめとした各種事業承継制度の周知・推進を図り、金融機関や長崎県事業引継ぎ支援センター、長崎県事業承継ネットワーク等と連携協力し必要な支援に取り組み地方創生、地域活性化に貢献する。



# (3) 回収部門

---

## ① 回収の早期着手

期中管理段階で金融機関と協調して行った調査および交渉内容を基に債務者等の現況に見合った回収方針を早期に策定し、代位弁済後速やかに回収に着手する。

## ② 求償権の適切な状況把握と回収方針の進捗管理の徹底

実地訪問・面談により求償権関係人の実態把握に努め、回収方針の見直しをきめ細かく行い、法的手続きを含めた回収交渉を適宜、適切に行う。

## ③ 分割弁済履行状況の管理の徹底

分割弁済の履行状況の管理を徹底し、督促文書の発信や訪問等による督促を強化し、定期回収額の維持・増加に努める。

#### ④ 経営者保証ガイドラインや一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインを利用した保証債務免除の促進

経営者保証GLに基づく保証債務整理の要請に対し柔軟に対応する。また、定期入金先の保証人に対して、一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインを利用した保証債務免除を促進する。

#### ⑤ 管理事務の効率化

管理事務の効率化を図るため、管理業務内容の見直しや、管理事務停止、求償権整理の促進に努める。

#### ⑥ サービスとの連携

サービスと連携した回収の効率化に努める。

#### ⑦ 再生局面の求償権先に対する適切な対応

事業を継続し再生局面にある求償権先を支援するため、事業内容の把握に努め、求償権消滅保証の検討を行う。

また、事業再生計画に基づく求償権の放棄や保証債務の免除を含む再生支援要請に対しては、再生計画の内容を精査し、日本政策金融公庫や地方公共団体等と連携しながら、タイムリーに対応して行く。

# (4) その他間接部門

---

## ① 内部管理体制の強化

地域に根ざした公的な「金融と経営の総合支援機関」として中小企業の維持発展にしっかりと協力できるよう、融資・保証における金融機関と連携した適切な協調支援に関する認識や、平成30年度に再び実施した内部提言についての検討結果を踏まえ、活発なコミュニケーションにより、更なる組織の活性化に努める。

## ② コンプライアンス態勢の確立

コンプライアンス・プログラムを継続的に実施し、コンプライアンス態勢の確立に努めるとともに、コンプライアンス関連規程の整備を進める。

## ③ 反社会的勢力の排除

警察、長崎県暴力追放運動推進センター、金融機関等との連携、及び、全国信用保証協会連合会の「反社会的勢力等情報共有化システム」や当協会固有の「新聞報道等関連情報検索」を利用し、反社会的勢力の排除に努める。

#### ④ 人材の育成

中小企業診断士、経営アドバイザー等の資格取得を奨励するほか、全国信用保証協会連合会の階層別・課題別研修などの外部研修や通信教育を活用して職員の能力向上を図り、また、OJTや目的に応じた内部研修を充実させ、ともに成長する環境を整備する。

#### ⑤ 広報活動の充実

保証協会ホームページや機関紙、チラシ、金融機関等との意見交換会等により、制度創設・改正、各種支援、補助事業等、協会情報をタイムリーかつ的確に発信し、中小企業および金融機関等関係機関へ周知、利便性向上に繋げるとともに、県内大学で講義を行う等、協会の存在をアピールする。

また、保証協会に対するニーズの把握・研究に努める。

#### ⑥ 電算共同システムのリスク管理

保証協会システムセンターと連携し安定した運用を図るとともに、システムリスクに備えた事業継続計画（BCP）や情報セキュリティへの取り組みを推進する。また、金融機関統合に伴うシステム対応や事務処理対応について、金融機関および保証協会システムセンターと連携を図りながら適切な対応を行う。

## (5) 事業計画

令和2年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下のとおりです。

項 目	金 額	前年度計画比
保 証 承 諾	700億円	98.6%
保証債務残高	1,381億円	101.2%
代 位 弁 済	14億円	107.7%
回 収	4億円	80.0%